

国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程を次のとおり改正する。

現行				改正				備考																																						
国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程 平成16年4月7日 16教規第18号 第1条 省略 (免許状の種類) 第2条 本学において教育職員免許状の取得資格を得ることのできる免許状の種類は、次の表のとおりとする。				第1条 省略 (現行どおり) 第2条 省略 (現行どおり)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学部及び学府</th> <th colspan="2">免許状の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農学部</td> <td>生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 獣医学科</td> <td>理 科 コース</td> <td>中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)</td> </tr> <tr> <td>生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 獣医学科</td> <td>農 業 コース</td> <td>高等学校教諭1種免許状(農業)</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>				学部及び学府		免許状の種類		農学部	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 獣医学科	理 科 コース	中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 獣医学科	農 業 コース	高等学校教諭1種免許状(農業)	工学部	省略	省略	省略	大学院	省略	省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学部及び学府</th> <th colspan="2">免許状の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農学部</td> <td>生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 <u>(削る)</u></td> <td>理 科 コース</td> <td>中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)</td> </tr> <tr> <td>生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 <u>(削る)</u></td> <td>農 業 コース</td> <td>高等学校教諭1種免許状(農業)</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>省略 (現行どおり)</td> <td>省略 (現行どおり)</td> <td>省略 (現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>省略 (現行どおり)</td> <td>省略 (現行どおり)</td> <td>省略 (現行どおり)</td> </tr> </tbody> </table>				学部及び学府		免許状の種類		農学部	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 <u>(削る)</u>	理 科 コース	中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 <u>(削る)</u>	農 業 コース	高等学校教諭1種免許状(農業)	工学部	省略 (現行どおり)	省略 (現行どおり)	省略 (現行どおり)	大学院	省略 (現行どおり)	省略 (現行どおり)	省略 (現行どおり)	
学部及び学府		免許状の種類																																												
農学部	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 獣医学科	理 科 コース	中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)																																											
	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 獣医学科	農 業 コース	高等学校教諭1種免許状(農業)																																											
工学部	省略	省略	省略																																											
大学院	省略	省略	省略																																											
学部及び学府		免許状の種類																																												
農学部	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 <u>(削る)</u>	理 科 コース	中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)																																											
	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科 <u>(削る)</u>	農 業 コース	高等学校教諭1種免許状(農業)																																											
工学部	省略 (現行どおり)	省略 (現行どおり)	省略 (現行どおり)																																											
大学院	省略 (現行どおり)	省略 (現行どおり)	省略 (現行どおり)																																											
(免許状取得に必要な単位数) 第3条 中学校教諭1種及び高等学校教諭1種の免許状を取得しようとする者は、教養科目等について別表第1に定めるところにより8単位以上を、教科に関する科目				第3条 省略 (現行どおり)																																										

<p>については、別表第2に定める単位数を、教職に関する科目については、別表第3に定める単位数を、中学校教諭1種免許状を取得しようとする者は31単位以上、高等学校教諭1種免許状を取得しようとする者は25単位以上を、教科又は教職に関する科目については、中学校教諭1種免許状を修得しようとする者は8単位以上、高等学校教諭1種免許状を取得しようとする者は16単位以上をそれぞれ修得しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第6条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2（第3条関係） 教科に関する科目 農学部 生物生産学科～地域生態システム学科 省略</p> <p><u>獣医学科</u> <u>（理科コース）</u>（表省略） <u>（農業コース）</u>（表省略）</p> <p>別表第3～別表第5 省略</p>	<p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第4条～第6条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p>別表第1 省略（現行どおり）</p> <p>別表第2（第3条関係） 教科に関する科目 農学部 生物生産学科～地域生態システム学科 省略（現行どおり）</p> <p><u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u></p> <p>別表第3～別表第5 省略（現行どおり）</p>	
--	--	--

附 則（24教規程第51号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。